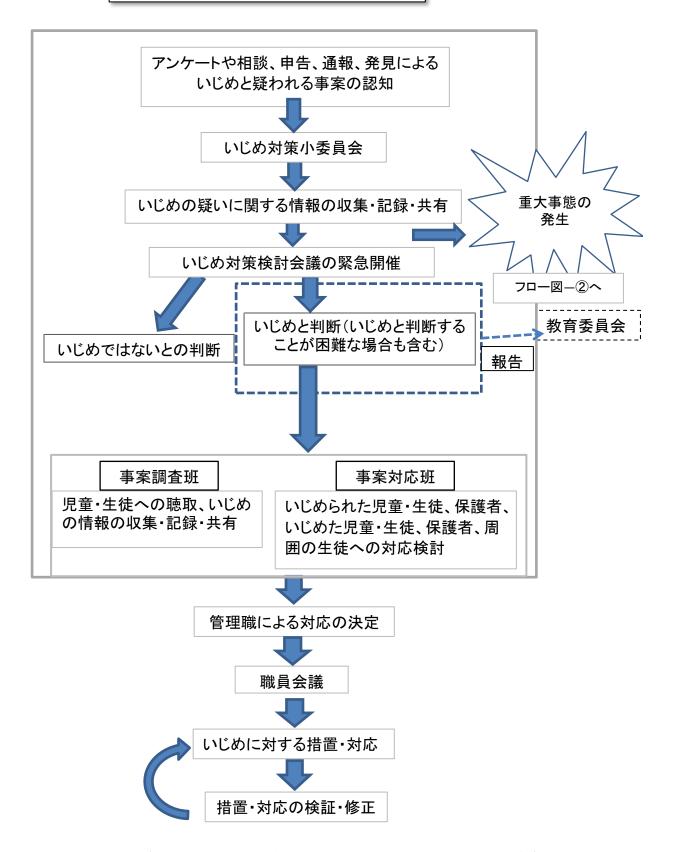
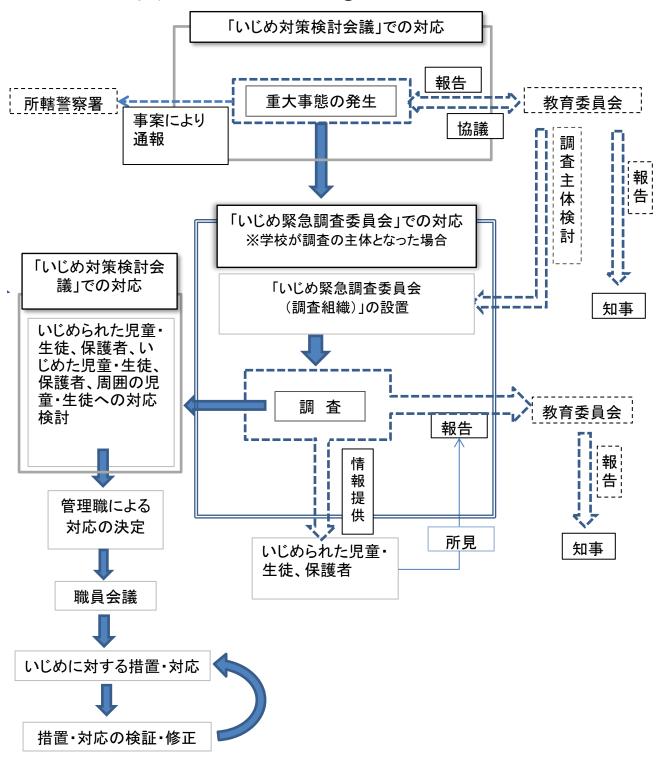
○ いじめ事案への対応フロー図ー①

「いじめ対策検討会議」での対応



※ いじめ事案の内容によって学校が必要と認めたときは、所轄警察署 に相談・通報し連携する。

○ いじめ事案への対応フロー図ー②



- ※ 重大事態の調査主体が県教育委員会の場合は、県教育委員会へ資料等の提出など調査に協力する。
- ※ 調査によって明らかになった事実関係については、いじめられた児童・生徒、保護者に対して、適時・適切な方法で提供・説明を行う。